

町の財政は健全ですか？

■財政の健全性を判断するには？

自治体の財政の健全性を判断する指標にはいろいろあります。分りにくい指標ばかりですが、私たちの町の財政状況をしっかり把握し判断するために重要な指標です。住民自らが町の財政の健全性を判断できるように、指標のわかりやすい開示に努めてまいります。

○財政健全化法の概要について

自治体の財政破たんを未然に防ぐため、平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「財政健全化法」と言います。)が公布され、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定義務づけ等は平成20年度決算から適用)

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化団体や財政再生段階になった場合には、それぞれの枠組みに従って財政健全化を計ることとなります。

○早期健全化基準（自主的な改善努力による財政健全化）

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合は、「早期健全化段階」となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事への報告、全国的な状況の公表等の規定を設けます。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

財政再生計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

○財政再生基準（国等の関与による確実な再生）

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めるできます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度その実施状況を

議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。

※財政の早期健全化基準・財政再生基準（市町村）

指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	15%	20%	25%	350%
財政再生基準	20%	40%	35%	—

※公営企業の経営健全化基準（市町村）

指標	資金不足比率
経営健全化基準	20%

■町の財政の健全性は？（平成 20 年度決算数値をもとに）

津和野町の財政の健全性について、平成 20 年度の決算をもとに、これらの指標を含む主な指標を使って詳しく説明します。

以下のさまざまな指標をもとに判断すると、総体的には津和野町の財政的困難度のピークは過ぎつつあると予測しております。財政健全化法による早期健全化などの対象にはならないものの、借入金（町債）残高が多いことなど健全性を脅かす要素があります。しかし、ここ数年借入金（町債）の発行抑制や繰上償還、経常経費の見直しなどを行い、財政状況の悪化を避け、今後も引き続き適切な対応ができるよう財政運営に努めてまいります。

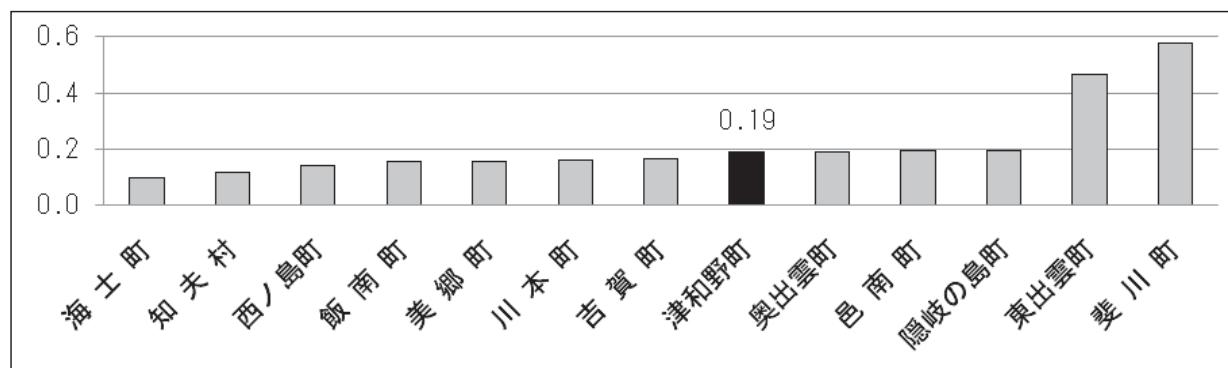
○財政体力を示す「財政力指数」

(数字が大きい方が、より健全)

津和野町は 0.19

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、自主的な収入（町の税金や各種使用料など）がどの程度あるかを示す指標です。数値が「1」であれば、100%自主的な収入で町の運営ができることになります。津和野町は「0.19」（前年度 0.19）ですので、町の運営を自主的な収入で賄える分は2割しかないことが分かります。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より



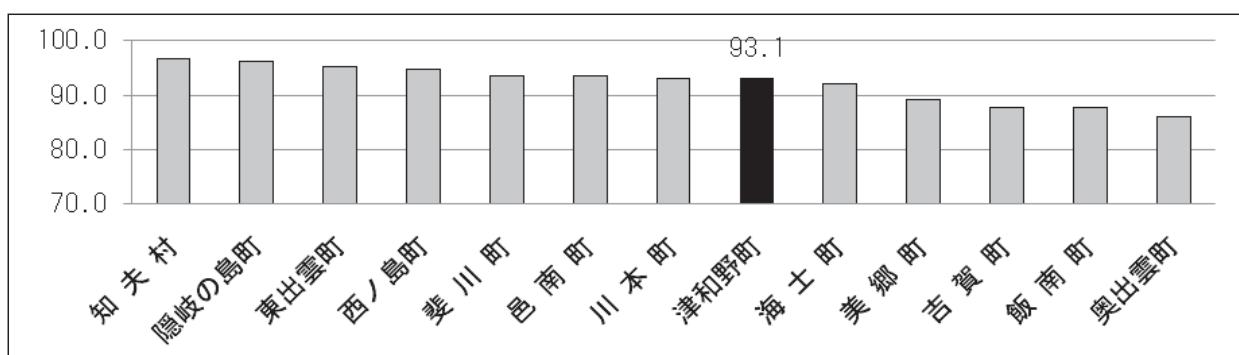
○財政自由度のバロメータ「経常収支比率」

(数字が小さい方が、より健全)

津和野町は 93.1%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金（経常的な経費）がどの程度になるかを示す指標です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出として出て行くため、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。津和野町は「93.1%」（前年度 95.2%）ですので、自由に使えるお金は 7%程度となり、余裕がない状況です。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より



○一般会計の収支決算をチェックする「実質収支比率（赤字の場合 は実質赤字比率）」

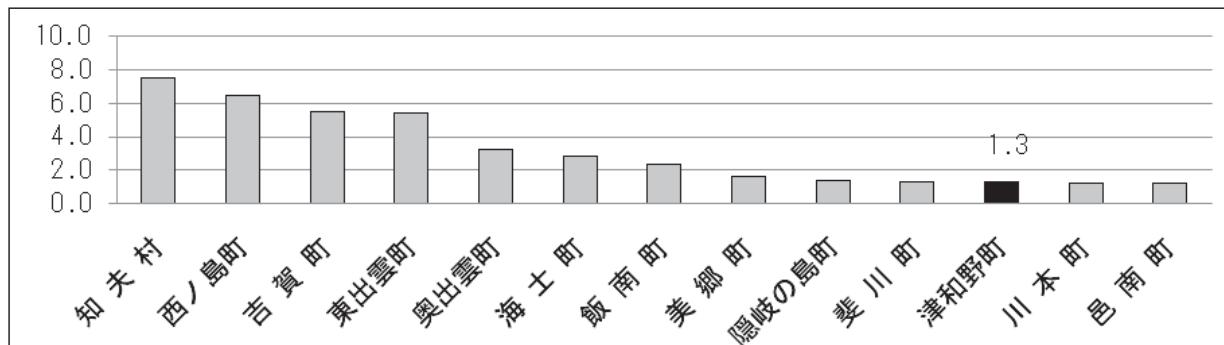
（数字が大きい方が、より健全）

津和野町はプラス 1.3%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 15%、「財政再生基準」はマイナス 20%と定められています。

津和野町はプラス 1.3%（前年度 1.1%）となっています。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より



○全会計の収支決算をチェックする「連結実質収支比率（赤字の場合 は連結実質赤字比率）」

（数字が大きい方が、より健全）

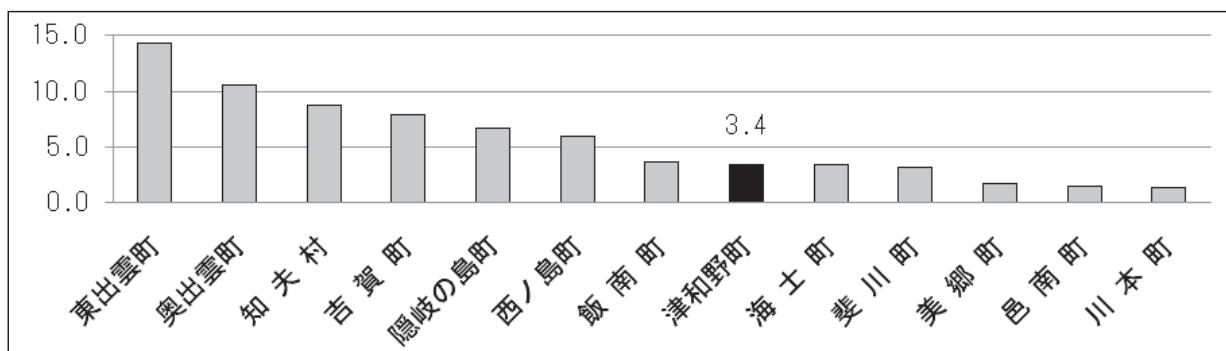
津和野町はプラス 3.4%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年のすべての決算により生じた実質収支額（収入から支出を差し引いた額）がどの程度の割合になるかを示す指標です。自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほか、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これら会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス 20%、「財政再生基準」はマイナス 40%と定められています。

津和野町はプラス 3.4%（前年度 3.0%）となっています。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より

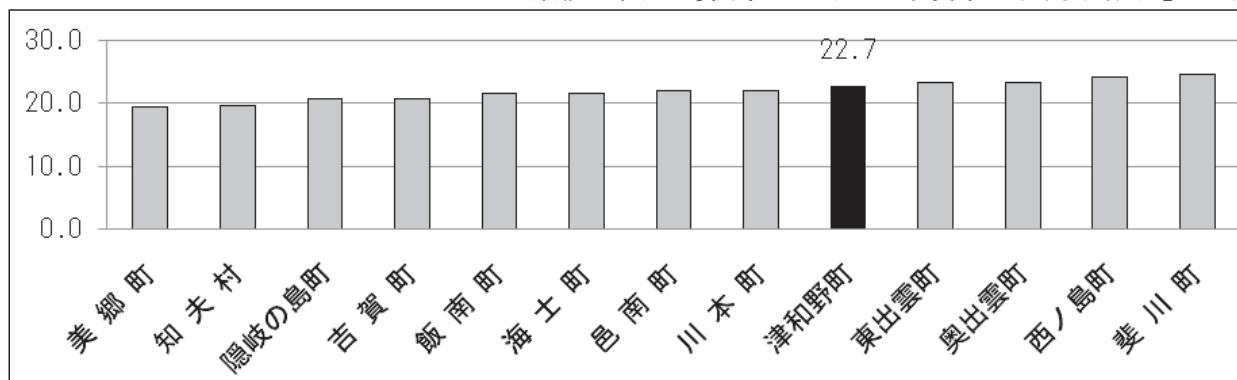


○体力以上の借金負担がないかをチェックする「実質公債費比率」 (数字が小さい方が、より健全) 津和野町は 22.7%

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金（経常的な収入）に対して、借入金（町債）の返済にあてた経費（公債費）がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると、新たな借入（地方債の発行）に際し段階的に制約を受けることになります。また、財政健全化法では「早期健全化基準」は 25%、「財政再生基準」は 35%と定められています。

津和野町は「22.7%」（前年度 23.0%）と高く、「早期健全化基準」である 25%は超えないものの、比較的高い水準（借入金の負担が大きい）といえます。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より

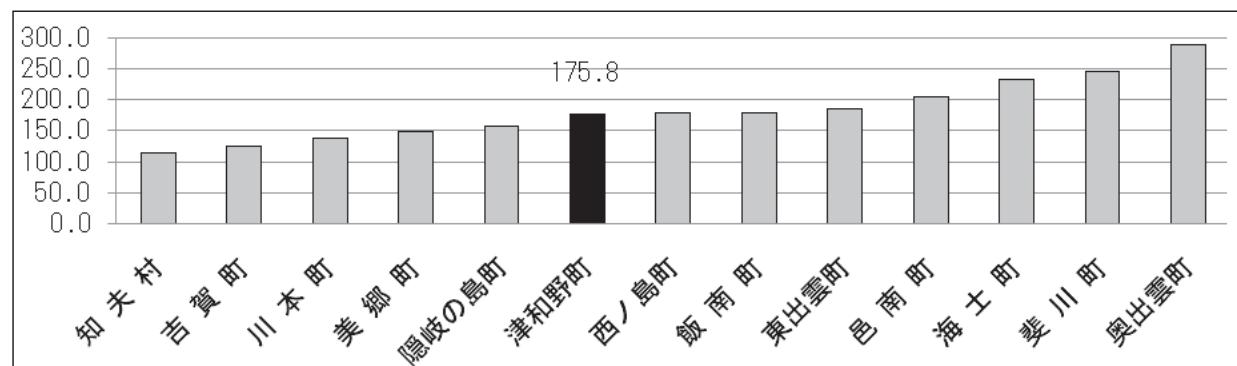


○将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」 (数字が小さい方が、より健全) 津和野町は 175.8%

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金（町債）や債務負担（長期契約などにより複数年にわたり支払の予定があるもの）などのすべての負担額から積立金（基金）などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクターの債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表わすことができます。

財政健全化法では、「早期健全化基準」は 350%と定められています。津和野町は、「175.8%」（前年度 237.7%）となっています。

数値出典：島根県「平成 20 年度市町村財政概況」より



○公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」
(数字が大きい方が、より健全) 津和野町は0%

上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額（収入から支出を差し引いた額）を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」、「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。

財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20%と定められています。

津和野町では、病院事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業の公営企業会計がありますが、いずれの事業も赤字はありません。